

# 自転車安全利用情報説明推進者の届出対象等について

## 1 届出対象

前年度に自転車を1,000台以上販売した店舗を有する府内の自転車小売業者の方  
<1,000台以上販売の考え方>

- ・前年度（前年4月1日～当年3月31日までの1年間）の販売台数
- ・新車・中古車の両方を含めます。
- ・店舗ごとに数えることとしており、全店舗の販売台数の合計ではありません。

（例1）A社がB店舗で1,200台、C店舗で900台販売した場合  
→B店舗で届出が必要（C店舗では不要）

（例2）D社がE店舗で999台、F店舗でも999台販売した場合  
→E店舗、F店舗のいずれにおいても届出が不要

## 2 説明推進者要件

届出の必要のある自転車小売業者の方は、下記①、②又は③のいずれかの要件を満たす方を説明推進者（自転車安全利用情報について適切に説明することを推進する者）として選任していただく必要があります。

- ① 自転車安全利用推進員である。
- ② 知事が指定する講習を修了している。  
※京都府が行う「自転車安全利用推進員講習」
- ③ 知事が指定する検定に合格している。  
※公益財団法人日本交通管理技術協会が行う「自転車安全整備技能検定」のこと

